

三朝町 持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格の高騰など厳しい経営環境が続く中で、一定水準以上の賃金引き上げを行う町内事業者を支援します。

■交付対象者

賃金引き上げを実施した町内に事業所を有する事業者（従業員のいる個人事業主含む）

* 従業員数に雇用主と生計を同一にされる家族は含まれません。

* 賃上げ後の従業員一人あたりの平均給与支給月額が、賃上げ前の月額を2%以上上回ること

■給与の範囲

賃金引き上げ実績計算に必要な給与の範囲については、【別紙】をご確認ください。

■本交付金の額

事業所における 従業員等の数	本交付金の額	
	① 平均給与支給月額の上昇率が2パーセント以上3パーセント未満	② 平均給与支給月額の上昇率が3パーセント以上
1人	30,000円	60,000円
2人から4人まで	50,000円	100,000円
5人から10人まで	100,000円	200,000円
11人から20人まで	200,000円	300,000円
21人から30人まで	300,000円	400,000円
31人から50人まで	400,000円	500,000円
51人以上	500,000円	600,000円

■申請期限 令和9年2月1日（月）

■申請方法 町ホームページから様式をダウンロード、または商工会窓口にある申請用紙で申請してください。

■問い合わせ先 三朝町観光交流課 電話 0858-43-3514 FAX 0858-43-0647
E-mail kankou@town.misasa.tottori.jp

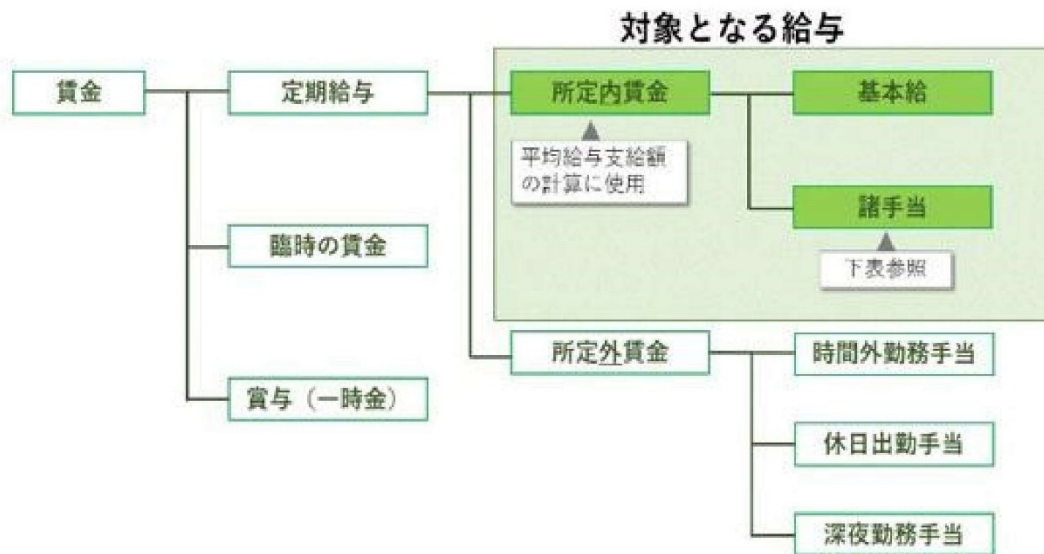
三朝町商工会

電話 0858-43-3131 FAX 0858-43-2929

【給与の範囲】 本補助金における「給与」は以下のとおりです。

1 直接雇用者

- ・従業員等に支給する所定内賃金とし、事業主が負担する社会保険料等は除きます。
- ・賃金の引上げの対象となるのは下図の所定内賃金となります。一人当たりの平均給与支給額も下記の給与を基準として計算してください。



〈諸手当について〉

対象となる 手当	役職手当、資格手当（資格給）、職能手当、危険手当、特殊勤務手当
対象となら ない手当	通勤手当（交通費）、家族手当、皆勤手当、みなし残業手当（営業手当）、残 業手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、食事手当、テレワーク手当

2 非直接雇用者

- ・直接雇用ではない派遣労働者の場合は、派遣元に支払う費用の総額とします。

平均給与
月額

申請イメージ

1ヶ月分

【確認期間】

3ヶ月分

3ヶ月分

【基準期間】

従業員等(注1)の
連続する3ヶ月の
平均給与月額

基準期間の状態

役員X★
正規雇用A

正規雇用B
非正規雇用C
短時間労働D
派遣労働等E

生計同一の親族G

2%以上

【比較期間】

従業員等(注1)の
連続する3ヶ月の
平均給与月額

比較期間の状態

役員X★
正規雇用A(退職)

正規雇用B
非正規雇用C
短時間労働D
派遣労働等E

正規雇用等F(新規)
生計同一の親族G

同額以上

平均給与月額は
同じ人で比較
(役員・異動を除く)

申請時点で
比較期間の
平均給与月額以上
であること

【申請時】

従業員等(注1)の
平均給与月額で比較
従業員数(注2)
で申請

申請時点の状態

役員X★
正規雇用A(退職)

正規雇用B
非正規雇用C
短時間労働D
派遣労働等E
正規雇用等F(新規)
生計同一の親族G

従業員数

期間